

大田市農業委員会の委員 募集要項

農業委員会等に関する法律により、現在の農業委員会の委員の任期が、令和9年1月31日で満了となることから、以下のとおり委員を募集します。

1. 募集人数

17人

※農業委員の任命に際しては、法令により、認定農業者又はそれに準じる者が農業委員の過半を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を1人以上含めること、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこと等の規定があります。

2. 任期

令和9年2月1日から令和12年1月31日まで（3年間）

3. 身分

大田市の特別職の非常勤職員

4. 職務内容

- (1) 農業委員会の総会（毎月開催）における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査
- (2) 農地の利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消新規参入の促進）に係る指針策定、現地調査、指導及び監視業務
- (3) 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導 等

5. 委員報酬（月額）

会長	33,000円
会長代理	27,000円
委員	23,500円

※上記の基礎報酬とは別に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算（国からの交付金）の範囲内において市長が定める額を加算いたします。

6. 推薦を受ける人及び応募する人の要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人。ただし、次のいずれかに該当する人は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

7. 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、郵送または持参により提出してください。

なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

①農業者等（個人）が推薦する場合 【様式第1号】

※農業者その他関係者3名以上の推薦が必要です。

※推薦を受ける者の同意が必要です。

②農業者等（法人又は団体）が推薦する場合 【様式第2号】

※市内に本店又は支店を有する法人であること。

※3人以上で構成された市内に所在する団体であること。ただし、団体の住所、代表者、構成員、設立目的等の定めがある団体に限る。

※推薦を受ける者の同意が必要です。

③自ら応募する場合

【様式第3号】

(2) 様式の入手方法

次の窓口のほか、大田市ホームページからもダウンロードできます。

- ・大田市役所（農業委員会事務局、仁摩支所、温泉津支所）、各まちづくりセンター
- ・大田市ホームページ(URL <https://www.city.oda.lg.jp/>)

8. 受付期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月31日（金）まで

※推薦書又は応募届出書を持参される場合は平日午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※申込状況によっては受付期間を延長する場合があります。その場合は、大田市ホームページ等によりお知らせします。

9. 応募情報の公表

法令に基づき、受付期間の中間および期間終了後に大田市ホームページ等において申込者に関する以下の情報を公表します。

- (1) 推薦をする人（個人）の氏名、職業、年齢、性別
- (2) 推薦をする法人又は団体の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (3) 推薦を受ける人、又は応募する人の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況及び認定農業者又はそれに準じる者であるか否かの別
- (4) 推薦または応募の理由
- (5) 推薦をする人が、推薦を受ける人を別途募集する大田市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、または応募する人が同委員に応募しているか否かの別

10. 選定方法

大田市農業委員会委員候補者評価委員会において、提出された書類をもとに審査を実施し（必要に応じて面接を行う場合があります）、その審査結果を参考に市長が選考します。

農業委員の任命には大田市議会の同意が必要になることから、その結果は令和8年12月頃に被推薦者並びに応募者に文書で通知します。

11. その他

委員と連携して担い手への農地利用の集積集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に関する業務に伴う現場活動を行う「農地利用最適化推進委員」の募集も別途行われています。詳しくは下記の大田市農業委員会事務局農政係にお問合せください。

12. 推薦・応募に係る書類の提出及び問い合わせ先

〒694-0064

大田市大田町大田口1111番地（大田市役所内）

大田市農業委員会事務局

- ・電話 0854-83-8198（直通）
- ・ファクス 0854-82-9731
- ・電子メール o-nougyou@city.oda.lg.jp